

平成 26 年 1 月 23 日

西 東 京 市 長

丸 山 浩 一 様

西 東 京 市 子 ど も 子 育 て 審 議 会

会 長 森 田 明 美

西 東 京 市 学 童 ク ラ ブ 事 業 の 運 営 に つ い て (答 申)

平成 25 年 8 月 22 日 付 25 西 子 児 第 462 号 を も つ て 諮 問 が あ り ま し た 、 西 東 京 市 学 童 ク ラ ブ 事 業 の 運 営 に つ い て 、 資 料 の 提 出 と 説 明 を 求 め る と と も に 、 施 設 を 利 用 す る 保 護 者 の 方 に も 審 議 会 の 委 員 と し て 参 加 し て い た だ き 、 慎 重 に 審 議 し た 結 果 、 下 記 の と お り 答 申 し ま す 。

記

1 審 議 経 過

西 東 京 市 の 学 童 ク ラ ブ 事 業 の 運 営 に つ い て は 、 平 成 17 年 7 月 7 日 付 で 当 審 議 会 の 前 身 で あ る 「 西 東 京 市 子 ど も 福 祉 審 議 会 」 に 諮 問 さ れ 、 「 西 東 京 市 立 児 童 館 等 あり 方 検 討 委 員 会 」 で の 議 論 を 踏 ま え 、 同 審 議 会 で さ ら に 議 論 を 深 め て 作 成 さ れ た 平 成 18 年 8 月 29 日 付 の 答 申 に 基 づ い て 、 行 わ れ て き ま し た 。

こ れ ま で 委 託 化 し た 施 設 に 関 す る 状 況 を 分 析 し 、 今 後 の 委 託 化 に つ い て 確 認 す る た め 、 平 成 25 年 度 に 当 審 議 会 へ 諮 問 さ れ た と の こ と で す 。

2 委 託 化 の 状 況

市 で は 、 前 述 の 答 申 に よ る 「 モ デ ル 事 業 的 に 実 施 し 、 一 定 期 間 経 過 後 そ の 実 績 等 を 評 価 し 、 そ の 後 の 委 託 に そ の あり 方 を 含 め 活 か せ る よ う 慎 重 に 進 め ら れ た い 」 と の 提 言 を 尊 重 し 、 こ れ ま で 、 他 の 事 業 に 影 響 が 少 な い 施 設 を 選 定 し な が ら 委 託 化 を 進 め 、 第 三 者 評 価 及 び 利 用 者 満 足 度 調 査 等 を 行 っ た と の こ と で す 。

こ れ ら の 委 託 化 さ れ た 施 設 に つ い て 、 調 査 等 に よ り 一 定 の 評 価 が 得 ら れ た こ と は 、 当 審 議 会 に て 確 認 し た と こ ろ で す 。

3 今後の委託化

委託化は、今後も計画的に進めるべきですが、まず市の方針として、短期計画では2か所を委託化することです。

この2か所の選定は、地域的な偏りをなくすことを前提に、民間委託の学童クラブが一つも無いエリアにおいて進めることが妥当であると考えます。

今後、委託化する学童クラブを選定する際は、前述の答申に示されたとおり、「子どもたちが地域で過ごす時間をより楽しく豊かなものとする」ことに寄与する委託化となっているか常に確認し、「子どもたちにとってよりよい放課後・地域環境を作ることを目標」として、行政と民間受託事業者とが協力しながら、中長期的計画を策定する中で順次進めてください。ただし、計画策定の際、委託化された施設を定期的に評価する仕組みを構築し、良質なサービスを担保するよう努めてください。

最後に、委託化する学童クラブを決定した場合は、遅滞なく当審議会へ報告することを求めます。

<付言>

委託化する学童クラブの選定に当たっては、施設の閉所時間と保護者の帰宅時間について調査を実施し、時間延長が必要となる施設を委託化する等、利用者の特徴やニーズを十分に把握するよう努めてください。

前述のとおり、委託化された学童クラブについては、第三者評価や利用者満足度調査等による定期的な評価をすることが重要ですが、サービスの質が担保出来ない場合には、当該事業者の交代等を検討するよう要望します。